令和５年度　臨時総会

ＰＴＡ臨時総会資料

熊谷市立玉井小学校ＰＴＡ

総　会　次　第

１　議事

（１）熊谷市立玉井小学校ＰＴＡ会則の改正案

参考資料１　熊谷市立玉井小学校ＰＴＡ会則及び細則　新旧対照表

２　報告

（１）委員会再編及び役員業務の変更について

目次

Ｐ．１　　表紙及び目次

Ｐ．２　　熊谷市玉井小学校ＰＴＡ会則（案）

Ｐ．７　　参考資料１

熊谷市立玉井小学校ＰＴＡ会則及び細則　新旧対照表

Ｐ．１１　委員会再編及び役員業務の変更について（報告）

熊谷市立玉井小学校ＰＴＡ会則（案）

（名称及び事務所）
第１条　本会は、熊谷市立玉井小学校ＰＴＡ（以下「本会」という）と称し、事務所を同校内におく。
（目　　的）
第２条　本会は、学校と家庭との連絡提携を緊密にし、教育の振興充実と、会員相互の親睦、教養を高めることを目的とする。
（方　　針）
第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の方針を定める。
　１　本会は、児童福祉のために活動する、他の社会的諸団体及び機関と協力する。
　２　本会は、教育進展のための団体であって、非営利的、非党派的、非宗教的立場を堅持する。
　３　本会は、直接学校の管理や教員の人事に干渉しない。
（活　　動）
第４条　本会は、目的達成のため、次の活動を行う。
　１　児童の教育に関し、保護者と教師の懇談協議に関すること。
　２　会員相互の親睦、弔意に関すること。
　３　会員の教養向上、研究調査、視察等に関すること。
　４　学級及び家庭、社会における児童の福祉に関すること。
　５　その他、必要な事項。
（会　　員）
第５条　本会の会員は、本校児童の保護者、及び本校に勤務する教職員をもって組織する。
（役　　員）
第６条　本会に次の役員をおく。

会　長	１名	保護者	参　与	１名	校　長	副会長	７名	保護者・教頭
幹　事	若干名		会　計	２名	保護者・教職員	監　事	７名	保護者
地域補導	１名							

（役員の任務）
第７条　本会の役員の任務は、次の通りとする。
　１　会長は本会を代表し、会務を処理する。また、総会、役員会、常任委員会を招集する。
　２　副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
　３　会計、及び幹事は、会長がこれを委嘱する。
　４　会計は、会計事務を司る。
　５　監査委員は、会計を監査する。
　６　幹事は、事務に従事し議事を記録する。また会計の指示を受け、会計事務をとる。
　７　議長は会員の中から選出する。
　８　地域補導は、熊谷市少年補導員会に所属をし、地域補導、中央補導、夜間補導を月２回程度行う。
（役員の任期）
第８条　役員の任期は、原則として２カ年とする。但し、再選を妨げない。補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
（役員、委員の選出）
第９条　役員、委員の選出は次の通りとする。
　１　会長、副会長の選出は、各地区より選出された候補者から、本部役員が協議して候補をあげ年度末に行う全体委員会に推薦し、総会の承認を得る。
　２　副会長候補者は、各地区から１名選出する。世帯数が８０世帯以上の地区は２名とする。
　３　会長候補者は、各地区より選出された候補者から、本年度本部役員、及び次年度副会長候補者が共同で選出する。
　　会長候補者は決定後､会長の指名により若干名の会長補佐および副会長を追加で置くことができる。
　４　地区委員は、支部毎に１名選出する。なお、家庭数の減少により、支部の成立が困難となる場合は本部役員会に諮り、統合の是非を判断する。
　５　学年委員は、原則として学年毎に１～２名選出する。但し１学年の学年委員は原則として２～４名選出する。なお、児童数の増減によっては、この限りでない。
　６　現職の役員及び委員が、何らかの理由で（転出等）でその職務遂行が困難になった場合は、後任を選出するものとする。その場合、あらかじめその旨がわかっているときは本人の責任において後任を選出し、急な場合は本部で検討の上、後任を選出する。
　７　地域補導は、全世帯から公募する。
（顧　　問）
第１０条　本会に功労のあるものを顧問に推すことができる。
　１　顧問は、全体委員会に諮り会長が委嘱し、重要な会議について会長の諮問に応ずる。
　２　顧問の任期は第８条に準ずる。
（会　　議）
第１１条　本会は、次の会議をもつ。
　１　総会は、毎年度当初に開き、次の事項について審議決定する。但し、必要に応じ、臨時総会を開く

ことができる。定数は、会員の５分の１とし、議決は出席者の過半数を必要とする。

(1)　事業及び決算の報告、承認
(2)　事業計画、予算の審議決定
(3)　役員の承認
(4)　会則の変更
(5)　その他重要な事項

２　全体委員会は、各委員の所属決定承認、総会に提出する原案審議、その他必要の事項の審議等をする。

３　本部役員会、常任委員会、地区委員会、専門委員会は必要に応じ随時開くことができる。

（会　　計）

第１２条　　本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

１　本会の会費は、月額２５０円とし全納又は、前期後期２回に分けて納入するものとする。但し家庭の事情により納入困難と認める者については、役員会に諮って減免することができる。

２　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（弔　　意）

第１３条　　弔意については、次の通りとする。

１　会員及び児童が死亡した場合は、花輪１基及び５，０００円の香典を贈る。また、本会の発展に貢献した者及び職員の父母、子の死亡については、本部役員の協議により、弔意を表す。

（補　　則）

第１４条　本会の目的を遂行するため、別に学年ＰＴＡ、地区ＰＴＡ、専門委員会を組織する。

（個人情報取扱）

第１５条　本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理について「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

付則　本会則は、昭和４９年４月２３日　一部改正
昭和５０年４月１４日　一部改正
昭和５１年４月２３日　一部改正
昭和５３年４月２１日　一部改正
昭和５５年４月２４日　一部改正
昭和６０年４月２０日　一部改正
平成　元年４月２２日　一部改正
平成　３年５月３０日　一部改正
平成　７年４月２１日　一部改正
平成　９年４月１８日　一部改正
平成１０年４月２１日　一部改正
平成１１年４月２１日　一部改正
平成１２年４月２１日　一部改正
平成１３年４月２０日　一部改正
平成１４年４月２４日　一部改正
平成１６年４月２２日　一部改正
平成１８年４月２０日　一部改正
平成２２年４月１９日　一部改正
平成２３年４月１９日　一部改正
平成２７年７月　５日　一部改正
平成３１年４月１９日　一部改正
令和　５年○月　○日　一部改正

細　　　　則

（学年ＰＴＡ）

第１条　　熊谷市立玉井小学校ＰＴＡ（以下「本会」という）に学年ＰＴＡをおく。

1　学年ＰＴＡは、本会の目的に準拠し、学年児童の教育上の問題について、担任教師並びに学年主任と研究協議する。

2　学年ＰＴＡは、学年委員が中心となりその運営に当たる。学年委員は、１学年は２～４名、２学年から６学年は１～２名の選出を原則とする。さらに学年委員の中から互選により、正副学年委員長を１名ずつ選出する。

3　学年委員は、専門委員会のいずれかに属して活動する。但し１学年の学年委員は、１年生委員会に所属し、活動を行う。

4　学年委員の任期は、１カ年とする。

5　学年委員選出については、下記の事項に留意する。

(1)　懇談会等の出席者だけからの選出はしない。

(2)　在籍の６年間のうち、１度は学年委員または本部役員を経験することを原則とする。

(3)　できるだけ再選を避ける。

※このため、再選を引き受ける保護者をのぞいて、前年度に学年委員を経験した保護者は、（小学校の在籍が児童１名につき６年間ということを前提として）次年度より５年間選出を免除されるものとする。

(4)　学年委員選出を免除される条件（乳児・病人の存在等）については、委員免除依頼者からの届け出内容を担任等で話し合って決定する。

(5)　会長・副会長の任期は２年間であることから、任期１年につき、学年委員の経験１年と同等の扱いとし、学年委員選出を免除されるものとする。

（地区ＰＴＡ）

第２条　　本会に地区ＰＴＡをおく。

1　地区ＰＴＡは、本会の目的に準拠し、その地区の児童の教育上の問題について研究協議し、学校と家庭との連携、連絡調整等に当たる。

2　地区ＰＴＡの活動を円滑にするために常任委員（正支部長）をおき、また、支部毎に１名の地区委員をおく。常任委員（正支部長）及び委員は、その地区の会員の互選により選出する。
なお、正支部長の指名により、１名の副支部長を置くことができる。

3　常任委員（正支部長）及び委員は、本部役員及び専門委員会の要請に応じて、地区との連携、連絡調整、協力が円滑に取れるよう活動する。また、必要に応じて専門委員会に所属して活動する。

4　常任委員（正支部長）及び委員の任期は１カ年とする。但し、再任を妨げない。

（専門委員会）

第３条　　本会の活動を推進するため、保護者及び教師で次の専門委員会を組織し、委員会に運営にあたる。また、各委員会とも本部役員の各副会長がその委員会の顧問となり、委員長、副委員長は専門委員会の中から互選により選出する。

１　ボランティア　　２　地域保全　　３　広報　　４　家庭教育　　５　１年生　　６　総務・会計

1　専門委員会の主な業務は、次のとおりとする。

(1)　ボランティア委員会　・学校施設、設備の整備充実等・学校行事のボランティア募集
・ベルマーク事業の推進及びベルマーク集計
(2)　地域保全委員会　・児童の交通事故防止・安全教育の啓発・校外生活の指導・交通当番計画
(3)　広報委員会　・ＰＴＡ新聞の編集発行・その他の広報活動
(4)　家庭教育委員会　・児童の生活活動の改善、健全育成及び健康維持増進に関する活動
・市Ｐ連家庭教育委員会への協力参加
(5)　１年生委員会　・児童の学校生活の充実、教育の振興充実に関する活動
(6)　総務・会計　・総務全般・本部行事の設営・会議資料の作成・会計事務

2　専門委員会の委員長は、活動の中心となって該当委員会の業務を遂行する。また、委員会顧問に連絡の上、会議等を招集する。

3　委員会顧問の本部役員は、委員長の相談を受けて業務遂行のための助言を行い、要請があった場合は、委員会の会議及び実務に加わって活動の補助を行う。

（個人情報取扱規則）
（目　　的）
第４条　　本会が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、ＰＴＡ役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報のデータベース（以下、「個人情報のデータベース」という）の取扱いについて定めるものとする。
（債務）
第５条　　本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると供に、ＰＴＡ活動において個人情報の保護に努めるものとする。
（管理者）
第６条　　本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。
（取扱者）
第７条　　本会における個人情報のデータベース取扱者は、本部役員・各委員会委員長とする。
（秘密保持義務）
第８条　　個人情報のデータベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
（収集方法）
第９条　　本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。
（周知）
第１０条　個人情報取扱の方法は、総会資料で会員に知らせる。
（利用）
第１１条　本会では個人情報を次の目的のために利用する。
　１　ＰＴＡ会費の集金業務、管理業務
　２　文書等の送付
　３　本会役員・委員・会員名簿等の作成
　４　委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
　５　広報紙、ホームページへの掲載
（利用目的による制限）
第１２条　本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
（管理）
第１３条　個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
（保管及び持ち出し等）
第１４条　個人情報のデータベース、個人データを取り扱う電子機器については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。
（第三者提供の制限）
第１５条　個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
　１　法令に基づく場合
　２　人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
　３　公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
　４　国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
（第三者提供に係わる記録の作成等）
第１６条　本会は、個人情報を第三者（第１５条１号から第４号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
　１　第三者の氏名
　２　提供する対象者の氏名
　３　提供する情報項目
　４　対象者の同意を得ている旨
（第三者提供を受ける際の確認等）
第１７条　第三者（第１５条１号から第４号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
　１　第三者の氏名
　２　第三者が個人情報を取得した経緯
　３　提供を受ける対象者の氏名
　４　提供を受ける情報の項目
　５　対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報の開示）
第１８条　本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿って、これに応じる。
（漏えい時等の対応）
第１９条　個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

付則　本細則は、平成１２年４月２１日　一部改正　第２条、第３条
本細則は、平成１３年４月２０日　一部改正　第１条に６項を追加
本細則は、平成１４年４月２４日　一部改正　第３条より成人教育委員会を削除
第３条に２項、３項を付加
本細則は、平成２２年４月１９日　一部改正　組織図
本細則は、平成２５年４月１７日　一部改正　組織図（おやじの会を削除）
本細則は、平成２７年７月　５日　一部改正　第１条　６項に(5)を付加
本細則は、平成３１年４月１９日　一部改正　「個人情報取扱規則」を
第４条～第１９条に付加
本細則は、令和４年　４月２３日　一部改正　第３条　委員会の名称の変更
母親委員会を家庭教育委員会に変更及び
家庭教育学級を１年生委員会に変更
本細則は、令和５年　○月　○日　一部改正　第１条　１～６項の変更
第２条　１～４項の変更
第３条　１項の変更
第４条、第５条、第１１条の変更
組織図の変更

熊谷市立玉井小学校ＰＴＡ　組織図

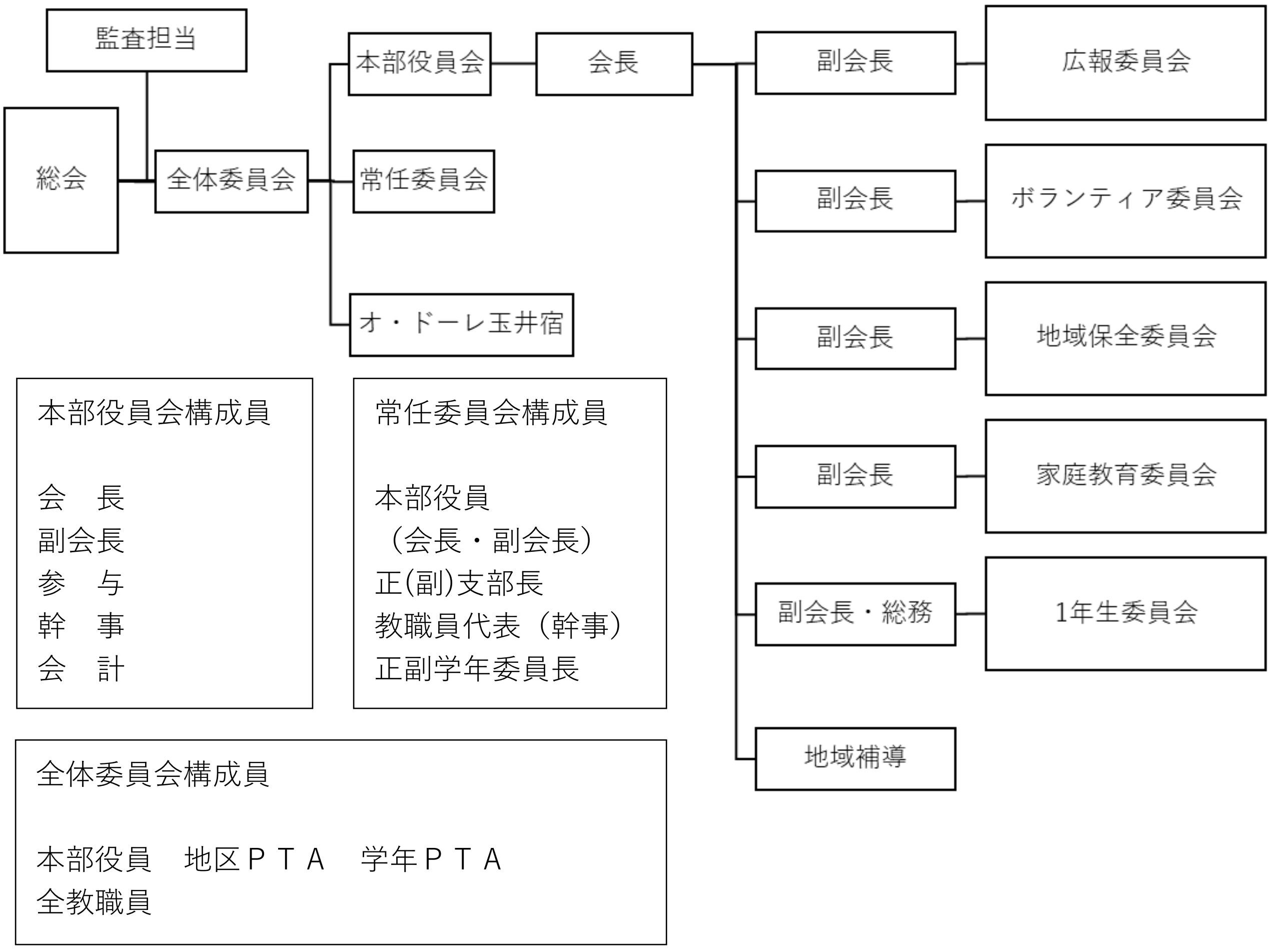

参考資料１　熊谷市立玉井小学校ＰＴＡ会則及び細則　新旧対照表

2023 年 10 月 30 日作成

	改正案（新）	現　行（旧）
会則 第１条	（名称及び事務所） 本会は、熊谷市立玉井小学校ＰＴＡ（以下「本会」という）と称し、事務所を同校内におく。	（名称及び事務所） 本会は、熊谷市立玉井小学校ＰＴＡと称し、事務所を同校内におく。
会則 第６条	（役　　員） 本会に次の役員をおく。 会　長　１名　保護者 参　与　１名　校　長 副会長　７名　保護者・教頭 幹　事　若干名 会　計　２名　保護者・教職員 監　事　７名　保護者 地域補導　１名	（役　　員） 本会に次の役員をおく。 会　長　１名　保護者 参　与　校　長 副会長　９名　保護者・教頭 幹　事　若干名 会　計　２名　保護者・教職員 監　事　７名　保護者 地域補導　１名
会則 第９条	（役員、委員の選出） １　会長、副会長の選出は、各地区より選出された候補者から、本部役員が協議して候補をあげ年度末に行う全体委員会に推薦し、総会の承認を得る。 ２　副会長候補者は、各地区から１名選出する。世帯数が８０世帯以上の地区は２名とする。 ３　会長候補者は、各地区より選出された候補者から、本年度本部役員、及び次年度副会長候補者が共同で選出する。 会長候補者は決定後、会長の指名により若干名の会長補佐および副会長を追加で置くことができる。 ４　地区委員は、支部毎に１名選出する。なお、家庭数の減少により、支部の成立が困難となる場合は本部役員会に諮り、統合の是非を判断する。 ５　学年委員は、原則として学年毎に１～２名選出する。但し１学年の学年委員は原則として２～４名選出する。 なお、児童数の増減によっては、この限りでない。 ６　現職の役員及び委員が、何らかの理由で（転出等）でその職務遂行が困難になった場合は、後任を選出するものとする。その場合、あらかじめその旨がわかっているときは本人の責任において後任を選出し、急な場合は本部で検討の上、後任を選出する。 ７　地域補導は、全世帯から公募する。	（役員、委員の選出） １　会長、副会長の選出は、各地区より選出された候補者から、本部役員が協議して候補をあげ年度末に行う全体委員会に推薦し、総会の承認を得る。 ２　副会長候補者は、各地区から１～２名選出する。世帯数が８０世帯以上の地区は２名とする。 ３　会長候補者は、本年度本部役員、及び次年度副会長候補者が共同で選出する。 会長候補者は決定後、会長の指名により若干名の会長補佐および副会長を置くことができる。 ４　委員は、字毎に１～２名選出する。世帯数が２０世帯以上は、原則として２名とする。なお、家庭数の減少により、字の成立が困難となる場合は本部役員会に諮り、統合の是非を判断する。 （追加） ５　現職の本部役員及び地区委員が、何らかの理由で（転出等）でその職務遂行が困難になった場合は後任を選出するものとする。その場合、あらかじめその旨がわかっているときは本人の責任において後任を選出し、急な場合は本部で検討の上、後任を選出する。 ６　地域補導は、全世帯から公募する。

	改正案（新）	現　行（旧）
会則 第１４条	（補　　則） 本会の目的を遂行するため、別に学年ＰＴＡ、地区ＰＴＡ、専門委員会を組織する。	（補　　則） 本会の目的を遂行するため、別に学級ＰＴＡ、学年ＰＴＡ、地区ＰＴＡ、専門委員会を組織する。
細則 第１条	（学年ＰＴＡ） 熊谷市立玉井小学校ＰＴＡ（以下「本会」という）に学年ＰＴＡをおく。 １　学年ＰＴＡは、本会の目的に準拠し、学年児童の教育上の問題について、担任教師並びに学年主任と研究協議する。 （削除） ２　学年ＰＴＡは、学年委員が中心となりその運営に当たる。学年委員は、１学年は２～４名、２学年から６学年は１～２名の選出を原則とする。さらに学年委員の中から互選により、正副学年委員長を１名ずつ選出する。 ３　学年委員は、専門委員会のいずれかに属して活動する。但し１学年の学年委員は、１年生委員会に所属し、活動を行う。 ４　学年委員の任期は、１カ年とする。 ５　学年委員選出については、下記の事項に留意する。 (1)　懇談会等の出席者だけからの選出はしない。 (2)　在籍の６年間のうち、１度は学年委員または本部役員を経験することを原則とする。 (3)　できるだけ再選を避ける。 ※このため、再選を引き受ける保護者をのぞいて、前年度に学年委員を経験した保護者は、（小学校の在籍が児童１名につき６年間ということを前提として）次年度より５年間選出を免除されるものとする。 (4)　学年委員選出を免除される条件（乳児・病人の存在等）については、委員免除依頼者からの届け出内容を担任等で話し合って決定する。 (5)　会長・副会長の任期は２年間であることから、任期１年につき、学年委員の経験１年と同等の扱いとし、学年委員選出を免除されるものとする。	（学級・学年ＰＴＡ） 本会に学級・学年ＰＴＡをおく。 １　学級・学年ＰＴＡは、本会の目的に準拠し、学級、学年児童の教育上の問題について、担任教師と研究協議する。 ２　学級ＰＴＡは、学級委員が中心となりその運営に当たる。学級委員は、学級児童の保護者の互選に　より、原則として学級毎に３名選出する。 ３　学年ＰＴＡは、学年委員が中心となりその運営に当たる。学年委員は、学級委員の互選により各学　級１名選出する。さらに学年委員の中から互選により、正副委員長を１名ずつ選出する。 ４　学級、学年委員は、専門委員会のいずれかに属して活動する。但し１年生の学級、学年委員は、専門委員会に属さず、別途開催する１年生委員会の活動を行う。 ５　学級、学年委員の任期は、１カ年とする。 ６　学級委員選出については、下記の事項に留意する。 (1)　懇談会出席者だけからの選出はしない。 (2)　在籍の６年間のうち、１度は学級委員を経験することを原則とする。 (3)　できるだけ再選を避ける。 ※このため、再選を引き受ける保護者をのぞいて、前年度に学級委員を経験した保護者は、（小学校の在籍が児童１名につき６年間ということを前提として）次年度より６年間選出を免除されるものとする）。 (4)　学級委員選出を免除される条件（乳児・病人の存在等）については、委員免除依頼者からの届け出内容を担任等で話し合って決定する。 (5)　会長・副会長の任期は２年間であることから、任期１年につき、学級委員の経験１年と同等の扱いとし、学級委員選出を免除されるものとする。

	改正案（新）	現　行（旧）
細則 第２条	（地区ＰＴＡ） 本会に地区ＰＴＡをおく。 １　地区ＰＴＡは、本会の目的に準拠し、その地区の児童の教育上の問題について研究協議し、学校と家庭との連携、連絡調整等に当たる。 ２　地区ＰＴＡの活動を円滑にするために常任委員（正支部長）をおき、また、支部毎に１名の地区委員をおく。常任委員（正支部長）及び委員は、その地区の会員の互選により選出する。なお、正支部長の指名により、１名の副支部長を置くことができる。 ３　常任委員（正支部長）及び委員は、本部役員及び専門委員会の要請に応じて、地区との連携、連絡調整、協力が円滑に取れるよう活動する。また、必要に応じて専門委員会に所属して活動する。 ４　常任委員（正支部長）及び委員の任期は１カ年とする。但し、再任を妨げない。	（地区ＰＴＡ） 本会に地区ＰＴＡをおく。 １　地区ＰＴＡは、本会の目的に準拠し、その地区の児童の教育上の問題について研究協議し、学校と家庭との連携、会費の集金等に当たる。 ２　地区ＰＴＡの活動を円滑にするために常任委員（正副支部長）をおき、また、字及び班毎に１～２名の地区委員をおく。常任委員（正副支部長）及び委員は、その地区の会員の互選により選出する。 ３　常任委員（正副支部長）及び委員は、専門委員会のいずれかに属して活動する。 ４　常任委員（正副支部長)、委員の任期は１カ年とする。但し、再任を妨げない。
細則 第３条	（専門委員会） 本会の活動を推進するため、保護者及び教師で次の専門委員会を組織し、委員会に運営にあたる。 また、各委員会とも本部役員の各副会長がその委員会の顧問となり、委員長、副委員長は専門委員会の中から互選により選出する。 １　ボランティア　２　地域保全　３　広報 ４　家庭教育　５　１年生　６　総務・会計 １　専門委員会の主な業務は、次のとおりとする。 (1)　ボランティア委員会 ・学校施設、設備の整備充実等 ・学校行事のボランティア募集 ・ベルマーク事業の推進及びベルマーク集計 (2)　地域保全委員会 ・児童の交通事故防止 ・安全教育の啓発 ・校外生活の指導 ・交通当番計画 (3)　広報委員会 ・ＰＴＡ新聞の編集発行 ・その他の広報活動 (4)　家庭教育委員会 ・児童の生活活動の改善、健全育成及び健康維持増進に関する活動 ・市Ｐ連家庭教育委員会への協力参加	（専門委員会） 本会の活動を推進するため、保護者及び教師で次の専門委員会を組織し、委員会に運営にあたる。 また、各委員会とも本部役員の各副会長がその委員会の顧問となり、委員長、副委員長は専門委員会の中から互選により選出する。 １　環境整備　２　交通補導　３　広報 ４　家庭教育　５　保健　６　総務・会計 １　専門委員会の業務は、次のとおりとする。 (1)　環境整備委員会 ・学校施設・設備の整備充実等 (2)　交通補導委員会 ・児童の交通事故防止 ・安全教育の啓発 ・校外生活の指導 ・交通当番計画 ・参観日等の自転車、自動車の交通整理 ・長期休業中の校外補導当番計画 (3)　広報委員会 ・ＰＴＡ新聞の編集発行 ・その他の広報活動 (4)　家庭教育委員会 ・児童の生活活動の改善・健全育成に関する活動 ・市Ｐ連家庭教育委員会への協力参加 ・ベルマーク収集

	改正案（新）	現　行（旧）
細則 第３条	(5)　１年生委員会 ・児童の学校生活の充実、教育の振興充実に関する活動 (6)　総務・会計 ・総務全般 ・本部行事の設営 ・会議資料の作成 ・会計事務	(5)　保健委員会 ・児童の健康維持増進のための活動 ・学校保健委員会への協力参加 ・市Ｐ連親善スポーツ大会への参加 (6)　総務・会計 ・総務全般 ・本部行事の設営 ・会議資料の作成 ・会計事務
細則 第４条	(個人情報取扱規則) （目　　的） 本会が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、ＰＴＡ役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報のデータベース（以下、「個人情報のデータベース」という）の取扱いについて定めるものとする。	(個人情報取扱規則) （目　　的） 熊谷市立玉井小学校 PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報のデータベース（以下、「個人情報のデータベース」という）の取扱いについて定めるものとする。
細則 第５条	（債務） 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると供に、ＰＴＡ活動において個人情報の保護に努めるものとする。	（債務） 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると供に、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。
細則 第１１条	（利用） 本会では個人情報を次の目的のために利用する。 １　ＰＴＡ会費の集金業務、管理業務	（利用） 本会では個人情報を次の目的のために利用する。 １　PTA 会費の集金業務、管理業務

委員会再編及び役員業務の変更について（報告）

はじめに

現在の日本社会は昔に比べて環境の変化が著しく、私たちの生活においても各家庭によって様々な変化が生じています。少子化による児童数の減少、男女共同参画推進や働き方改革などによる共働き世帯の増加やライフスタイルの変化など様々なケースが増えています。こうした社会の変化に応じて、ＰＴＡ組織も変化を求められています。玉井小学校ＰＴＡにおいても、従前の組織体系に囚われず、会員である保護者・教職員の皆様の負担軽減を図る必要があります。

子どもたちに対する教育の振興充実と健全育成の基本理念を崩さず、会員１人ひとりが主体性を持ち、無理なくＰＴＡ活動に取り組むことの出来る組織に変わるべきと考えております。

今回の会則変更並びに委員会再編及び役員業務の変更は、時代に即したＰＴＡ組織づくりに向けた第一歩と、ご承知いただければ幸いです。

令和５年１１月
熊谷市立玉井小学校ＰＴＡ
会長　坂田　孝純

1．委員会の再編

【現行委員会】６委員会

・保健委員会

・環境整備委員会

・交通補導委員会

・広報委員会

・家庭教育委員会

・１年生委員会

・（総務・会計）

統合・継続

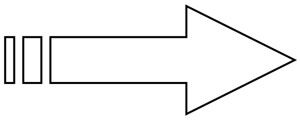

【新委員会】５委員会

・ボランティア委員会

・地域保全委員会

・広報委員会

・家庭教育委員会

・１年生委員会

・（総務・会計）

２．委員会の活動

〇ボランティア委員会

- 運動会ボランティア募集
- ベルマーク集計ボランティア募集
- WEB ベルマーク実施の推進
- 親子奉仕作業募集
- その他必要と思われる活動

〇地域保全委員会

- 交通当番（旗振り当番）表作成
- 資源回収
- 玉小パトロール隊の管理
- 各地区の連絡調整
- その他必要と思われる活動

〇広報委員会

- ＰＴＡ広報誌作成
- ＰＴＡ広報誌編集スタッフ募集

〇家庭教育委員会

- 放課後子供教室事業
- 市Ｐ連関係
- 体育施設開放運営協議会
- その他必要と思われる活動

〇１年生委員会

- １年生保護者給食センター見学
- 総務補佐
- その他必要と思われる活動

〇総務・会計（本部役員担当）

- 総務全般
- 本部行事の設営
- 会議資料の作成
- 会計事務

３．役員数・業務の変更

【役 員 数（保護者のみ）について】

役　員　総　数：６９名⇒５３名へ変更

各役員・委員数

１．本部役員１１名⇒８名へ変更

２．地区委員（地区役員）３２名⇒３１名へ変更

３．学年委員（クラス役員）２６名⇒１４名へ変更

本部役員構成：会長１名、副会長６名、地域補導１名、会長補佐・顧問は任意

委員会構成

１．　広 報 委 員 会　：副会長１名、委員７名（地区委員３名、学年委員４名）

２．ボランティア委員会：副会長１名、委員６名（地区委員４名、学年委員２名）

３．　地域保全委員会　：副会長１名、委員９名（地区委員７名、学年委員２名）

４．　家庭教育委員会　：副会長１名、委員６名（地区委員４名、学年委員２名）

５．１ 年 生 委 員 会 ：副会長２名、委員４名（地区委員０名、学年委員４名）

α．　委員会所属なし　：地区委員１３名

※委員会所属のない地区委員については、本部や委員会からの地区への協力依頼や連絡調整・活動を円滑に行えるよう補助を務めていただきます。

地区別役員・委員数　※注１

地区名	本部役員	委員会所属あり	委員会所属なし	総数
		（委員合計数）		
玉井	１名	２名	２名	５名
		（４名）		
玉井南	１名	２名	２名	５名
		（４名）		
在家	１名	３名	０名	４名
		（３名）		
玉井中央	１名	２名	２名	５名
		（４名）		
高柳	１名	３名	２名	６名
		（５名）		
久保島	１名	４名	４名	９名
		（８名）		
県団	１名	２名	１名	４名
		（３名）		

学年別学年委員数　※注１

学年	１学年	２学年	３学年	４学年	５学年	６学年	総数
学年委員	４名	２名	２名	２名	２名	２名	１４名

※注１）役員・委員数の構成は、地区の状況や児童数の増減により柔軟に対応するものとします。

【役員の任期・免除について】

本部役員：２年間、地区委員：１年間、学年委員：１年間（再選は妨げない）

児童１人につき、小学校在籍中に少なくとも本部役員・学年委員のどちらかを務めるものとします。本部役員・学年委員の任期終了後、任期１年につき次年度より５年間を免除とします。

すなわち本部役員経験者は本部役員・学年委員を１０年間免除、学年委員経験者は学年委員を５年間免除となります。

地区委員経験者は学年委員を５年間免除かつ各地区の免除項目の通りとします。

なお、児童数の減少により役員並びに委員選出が困難な場合は、この限りではありません。

【本部役員の選出について】

本部役員は各地区より１名、計７名の選出とします。選出方法は各地区の互選とします。各地区選出の本部役員から会長１名、副会長６名を互選により選出します。会長立候補者がいる場合はその限りではありません。

また、会長の指名により若干名の会長補佐・副会長・顧問を置くことが出来るものとします。

【地区委員の役割について】

地区委員は地区との連絡・調整、取りまとめ等を主な役割とします。また、地区内の統制を図るために地域保全委員会に各地区１名配置し、その他必要な委員会に適宜配置します。

１．委員会所属ありの地区役員

委員会所属ありの地区委員は、委員会での役職を「委員」に限定します。地域保全委員会以外の委員会所属の地区委員の配置は、子供会育成会や自治会役員を兼任していない地区から優先的に割り当てとします。

２．委員会所属なしの地区役員

委員会所属なしの地区役員は、本部・委員会や学校から依頼された事項の連絡・調整、取りまとめ業務や活動補助を主な役割とします。委員会所属なしとする地区委員の配置は、子供会育成会や自治会役員を兼任している地区から優先的に割り当てとします。

【地区委員の選出について】

地区委員の選出時期は従来通り、前年度１２月までとして、選出方法は各地区の互選とします。

【学年委員の役割について】

学年委員は委員会運営を主な役割とし、各委員会の正副委員長は学年委員より選出するものとします。

【学年委員の選出について】

学年委員の選出時期は学年により異なり、新 2〜6 学年の学年委員は前年度中に選出するものとし、選出時期は前年度１〜３月とします。新１学年は入学式または４月懇談会にて選出します。

学年委員制度の事前説明を前年度の就学時健診や１日入学の際に実施します。

４．事業の継続・廃止について

令和５年度実施の「玉井小ＰＴＡ活動に対する意識調査」結果をもとに事業の継続並びに廃止を決定いたしました。

【継続事業】

・ＰＴＡ広報誌
・交通当番（旗振り当番）
・運動会手伝い
・ＷＥＢベルマーク実施
・放課後子供教室事業（秋季・冬季実施事業）
・１年生保護者給食センター見学

【条件付き継続事業】　※全保護者対象のボランティアや外部委託の活用

・運動会の交通整理・警備
・学校行事での交通整理
・ベルマーク回収及び集計

【廃止事業】

・ＰＴＡ保健だより作成
・市Ｐ連バレーボール大会への参加
・ＰＴＡ講習会の実施
・１年生ドッチボール大会

【要検討事業】

・資源回収
・放課後子供教室事業（グランドゴルフ大会）
・夏休み親子奉仕作業
・こども１１０番の家への連絡業務（⇐学校と業務を分担）

上記に含まれていない事業・活動については、今後検討を進めていきます。

以上